

第3回研究会でご質問いただいた事項等について

- 1 野菜価格安定制度について
- 2 国としてのコールドチェーン整備に対する取組方針について
- 3 JAに対する市場関係者の要望・意見等について

平成 2 1 年 8 月

農林水産省

1 野菜価格安定制度について

1. 野菜生産は天候に左右されやすいことに加え、保存性が乏しく、生産量・価格が変動しやすい特性を持っている。
2. このため、昭和41年に、生産者が負うリスクを軽減し、次期作の確保と野菜の安定供給が図られるよう、指定産地の区域内で生産された指定野菜で、出荷団体等が卸売市場に出荷したものを対象とした「指定野菜価格安定対策事業」【別紙1】を創設。
3. しかし、食生活の変化に伴い、加工・業務用需要が増加するとともに、流通構造が変化し、卸売市場を経由しない実需者（加工・外食事業者、量販店等）との直接的な取引が増加。
4. このことから、平成14年に生産者と実需者が契約取引を行う際のリスクを軽減し、契約取引を推進するため、「契約野菜安定供給制度」【別紙2】を創設。
5. 平成19年には、契約野菜安定供給制度について、実需者との直接取引だけでなく、納入業者などの中間事業者との契約も対象とする運用の見直しを実施。
6. これらにより、野菜流通全般のセーフティーネットが構築されている。

指定野菜価格安定対策事業の概要

「指定野菜の価格の著しい低落があつた場合」(野菜生産出荷安定法第10条)に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体(経済連等)又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、安定的・継続的生産者の育成・確保状況等に応じて、その差額(平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額)の70~90%を、生産者に対し生産者補給金として交付。

・保証基準額

平均価格(野菜の品目、出荷期間、ブロック(全国10ブロック)毎に、過去9カ年の卸売市場の価格データを基に算出)の90%。

・最低基準額

平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

② 対象野菜

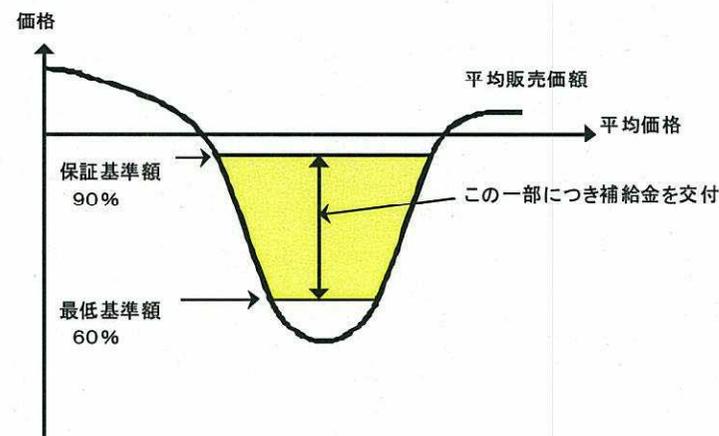
本制度の対象となる野菜は、

- 1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
- 2) 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%: 都道府県20%: 出荷団体等20%

※保証基準額等から算出した造成単価に基づき、国、都道府県、出荷団体等の支出により農畜産業振興機構に資金を造成。



指定野菜(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

契約野菜安定供給制度の概要

野菜の契約取引に伴い、生産者が負うリスクを軽減するため、以下の3つのタイプを措置（産地と最終実需者又は産地と中間業者の契約取引が対象）。

「数量確保タイプ」

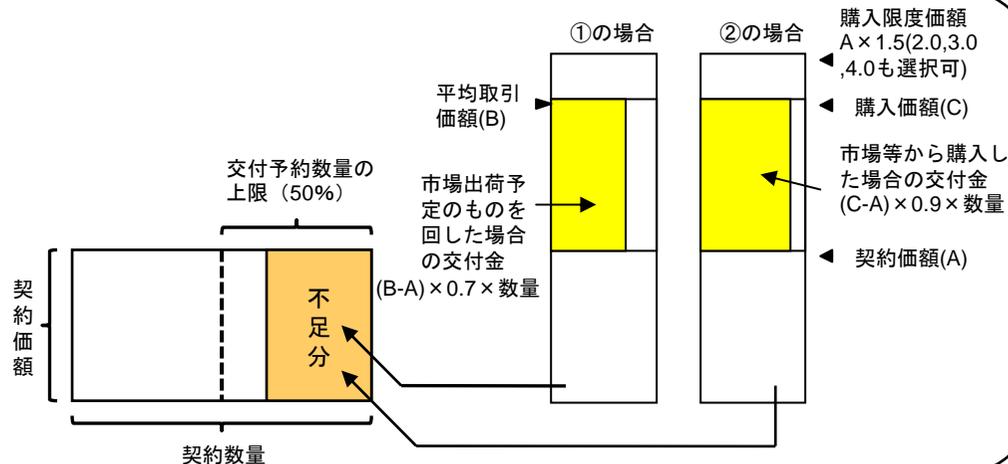
定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費を補てんする。

契約数量が確保できず、平均取引価額が指標価額（基準価格の130%）を上回った場合に、

① 市場出荷予定のものを契約取引に回したときは、平均取引価額と契約価額の差額の70%を補てん。

② 市場等から購入したときは、購入価額と契約価額の差額の90%を補てん。

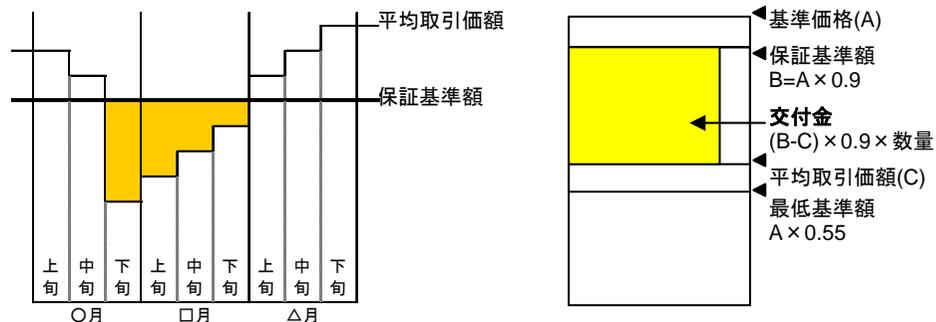
※ いずれの場合も交付予約数量は契約数量の50%を限度。購入限度価額は契約価額の150%（200%、300%、400%）を選択することも可能。）



「価格低落タイプ」

市場価格に連動して価格が変動する契約を締結している生産者に対し、価格の著しい低落が生じた場合に補てんを行う。

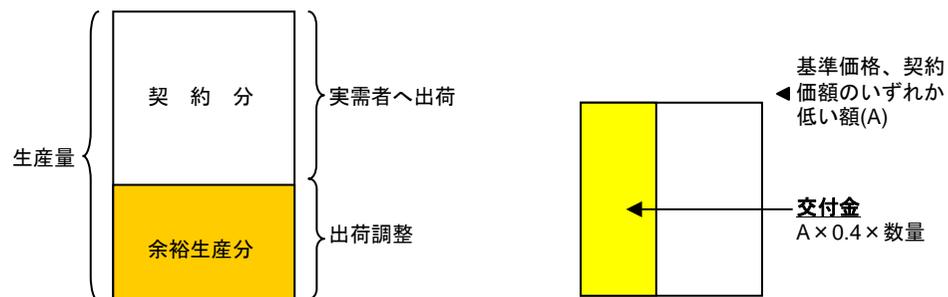
平均取引価額が保証基準額（基準価格の90%）を下回った場合に、保証基準額と平均取引価額の差額の90%を補てん。



「出荷調整タイプ」

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に補てんを行う。

価格が低落し平均取引価額が発動基準価額（基準価格の70%）を下回った場合に、出荷調整を行ったときは、基準価格又は契約価額のいずれか低い方の40%を補てん。

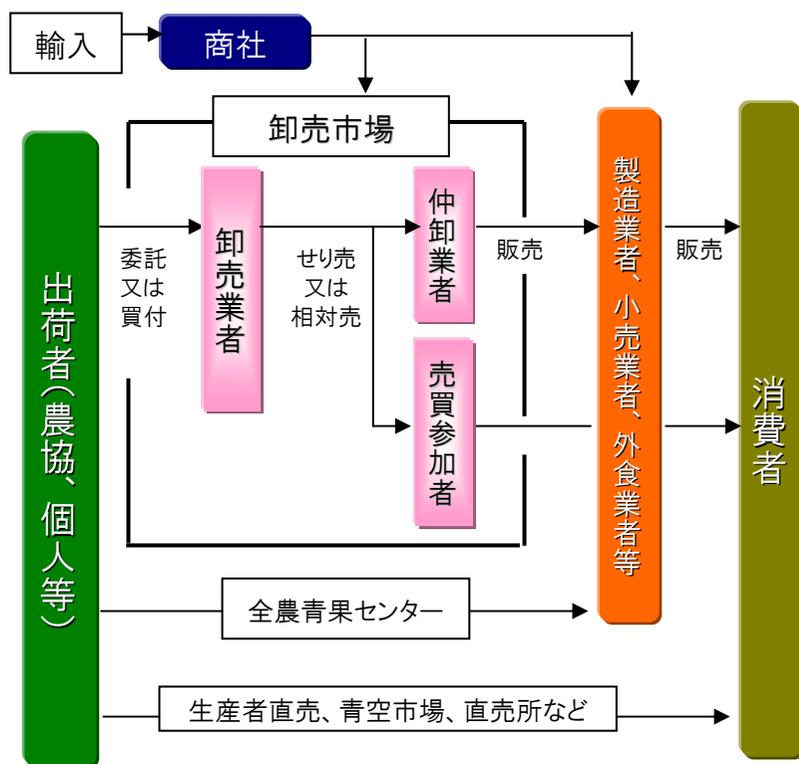


【負担割合】 指定野菜：国(50%)、都道府県(25%)、出荷団体等(25%)、 特定野菜：国(1/3)、都道府県(1/3)、出荷団体等(1/3)

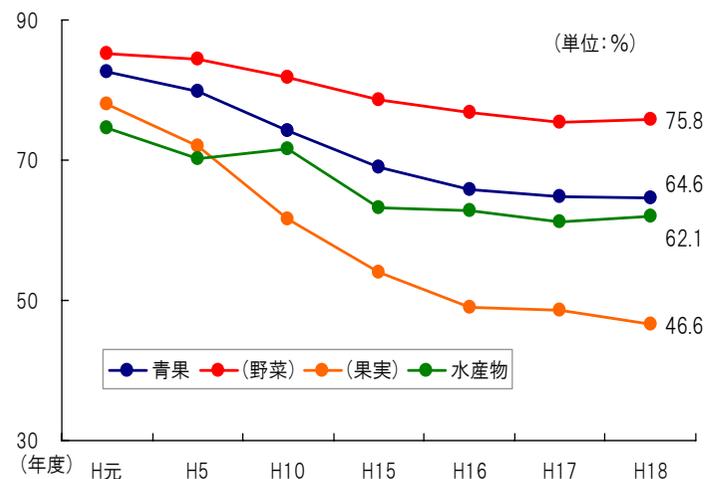
2 国としてのコールドチェーン整備に対する取組方針

- 青果物等の流通においては、産地段階における品質や価値を極力損なうことなく、消費者まで届けることができる仕組みを整備していくことが必要。
- 青果物の6割以上が卸売市場を経由して取引されている。国産青果物に限定すると、卸売市場経由率は9割を超える水準にあり、青果物流通においては、卸売市場が基幹的な流通機構としての役割を果たしている。

■生鮮食料品の主要な流通経路



■卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)



資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

※ 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物等のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く)を経由したものの数量割合の推計値

(参考)国産青果物の卸売市場経由率の推移

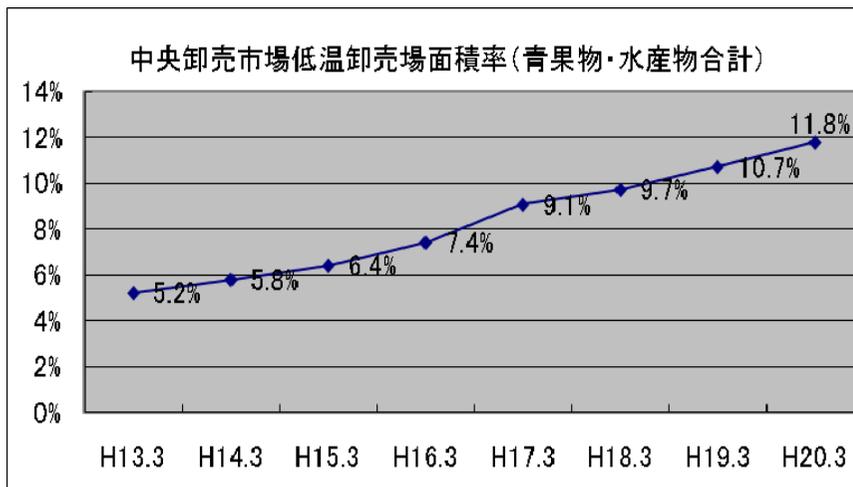
年度	14	15	16	17	18
青果	93%	93%	93%	91%	92%

資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

- 青果物等の流通の大宗を占める卸売市場においては、[卸売市場法に基づく第8次卸売市場整備基本方針](#)に、青果物等の品質・鮮度保持の向上に資する[コールドチェーンシステムの整備を図ることを明示](#)するとともに、「[強い農業づくり交付金](#)」（平成17年度～）により卸売市場における[低温卸売場の整備等を推進](#)。

この結果、中央卸売市場における低温卸売場の面積率は、平成13年3月の5.2%から平成20年3月の11.8%まで倍以上に向上しているが、一層の推進が望まれる。

- このほか、中央卸売市場では、開設者の業務規程において開設者が品質管理の方法を定め、これに基づき卸売業者等が[品質管理高度化のための規範](#)を策定することとされており、現在、中央卸売市場における[卸売業者の7割が策定](#)。



■強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)

平成21年度予算額 24,416百万円の内数

開設者等が行う低温卸売場・仲卸売場や低温倉庫、多温度管理型冷蔵庫施設等の新設等に対して支援

中央卸売市場における品質管理高度化規範の策定状況
(平成21年4月)

低温卸売場を設置している中央卸売市場数(平成20年3月)

	設置数(全市場数)	割合
青果物	53 (66)	80%
水産物	37 (50)	74%

卸売業者		仲卸業者	
合計	73%	合計	40%
青果物	77%	青果物	50%
水産物	74%	水産物	33%
食肉	100%	食肉	40%

(資料:農林水産省調べ)

3 JAに対する要望・意見等について

社団法人全国中央市場青果卸売協会

【青果物流通の総括的な要望・意見】

- 地域によって系統外出荷のウェイトが高い地区があり、JAとして主導権を持つ中で系統出荷を確立し、市場への安定供給に努めて頂きたい。
- JAにとって最大の任務は農業従事者の生活の安定を図り、安心・安全な農作物を国民一人一人に安定供給することであり、それができる組織であることが望ましい。市場経由率が低下しているとはいえ、現在も65%が市場経由（輸入物を除く国産青果物では92%と高い割合である。）で販売されていることは、市場の持つ品揃え機能、決済機能、価格形成機能、集分荷機能が青果物の安定供給にとって欠かせないものであることの証左であることを理解して頂きたい。また、食の安全・安心の観点から、市場の有している青果物のチェック機能も評価して頂きたい。
- 青果物の出荷先の取引市場の絞り込みが進められているが、全国の各中央卸売市場は、それぞれの地域での青果物の供給・価格形成等に大きな役割を果たしていることを理解して頂き、出荷先市場の限定には慎重を期して頂きたい。

【物流、取引・価格に関する要望・意見】

- 全農県本部又は一部の農協から、市場価格を大幅に上回る価格要請あるいは価格指示があるので改善して欲しい。
- JAは、販売先に対して更なる信頼獲得が大切。特に、契約販売においては欠品、規格・等階級の違いなどが発生しないよう契約内容を遵守した出荷が必要。
- 他産地より有利販売をしたい「産地間競争」の基本的理念は判るが、バラバラな無駄な競争は避け、品目単位で各産地で「協調」することも必要ではないか。
- 全国を視野に入れて販売される商品については、販売先・消費者が安心して購入できるよう、産地ごとの等階級（入れ数・量目・サイズ）のばらつきを少なくして、産地リレー販売が行いやすいようにして頂きたい。

【産地情報等に関する要望・意見】

- 産地情報が消費者まで伝わる方策を実施し、食の啓蒙を促し（簡単便利を良しとしない）消費の拡大に繋げることを望む。
- 出荷予測、生産情報などに関して精度の高い情報発信が必要である。事前の情報と大きく食い違うことが多く、情報の修正も遅い。

【市場外流通に関する要望・意見】

- 郊外等にある農協直営店(グリーンセンターなど)では、青果物が非常に安く売られていることがあるが、市場価格や、ひいては出荷者側へ悪影響を及ぼすことが懸念されるので、適正な価格で販売して頂きたい。
- 一部のJAにおいては大型量販店に売れ筋の品質・規格等のもののみを販売し、余った品質・規格の青果物を卸売市場に出すことがあるが、これによって、市場の品揃え機能が損なわれ、これが出荷者にも悪影響を及ぼすことになることを理解して頂きたい。

【保証金等に関する要望・意見】

- 各県連単位で保証金を要求されている。商取引上保証金発生は理解できるものの全農各県連ごとに保証を求めるのはおかしい。また、差し入れ保証金について、全農本部と県本部の両方から要請されることがある。各県組織は全国本部の傘下で指揮命令系統ができていないはずであり、取引問題も当然全国本部段階での問題になってくるため、全農の保証金は全国本部への一括対応で済むはずと考える。
- 経営状況が苦しい中、加工品などの買取要請のお願いに協力しかねることもあることを理解して頂きたい。

【営農その他JAへの要望・意見】

- 営農指導(技術)の弱体化が目立つ。流通、販売部門へ関心が集中し、生産対策が軽んじられているのではないかと(例えば、生産法人対策など)。
- 経費削減のため、産地での会議は卸売会社全社の出席ではなく輪番制や持ち回り制で対応していただけるよう検討して頂きたい。